

平成25年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年6月4日（火）午後2時30分から4時まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員16名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）14名
- 4 審議の概要

【司会】

それでは議事を進めるにあたり、「会長選出」に移らせていただきます。

前回の委員の任期が5月31日までとなっておりますので、本審議会で改めて会長を選出する必要があります。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、「審議会に会長を1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」とされております。

この互選について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

永井会長を推薦する旨の発言

【司会】

ただいま、永井委員のご推薦がございましたが、ご提案のとおり、永井委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

【委員多数】

異議なしのご賛同

【司会】

それでは、会長を永井委員にお願いしたいと思います。永井委員は会長席にお移りください。

（ 席 移 動 ）

【会長】

（会長あいさつ）

改めて、よろしくお願い申し上げます。

最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。

今回は、荒井委員と石井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(荒井委員、石井委員了承)

それでは、引き続き議事を進めてまいります。

議事(2)の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。

条例施行規則第10条第3項の規定に基づく「会長職務代理者」の指名ですが、前回職務代理者を務めていただきました「村松桂子委員」にお願いしたいと思います。

村松委員、いかがでしょうか。

(村松委員了承)

ありがとうございます。

それでは、村松委員は、職務代理者席へ移動していただけますでしょうか。

(席 移 動)

村松委員、一言、お願いできますでしょうか。

(村松委員あいさつ)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、議事(3)について、事務局から説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【委員】

いじめ事案の対応の中で、スクールサポーターが29名配置されているとあったが、スクールサポーターとは、どんな方がどんなふうを務めているのか詳細を知りたいと思います。

あと、いじめ事案についてはどうしても加害者側を責めるような形の対応となっ
てしまいがちですが、いじめに関わってしまう子どもたちにも抱えるストレスがあり、被害者の側面もあることを配慮した活動をしていただきたいと思います。

【事務局】

まず、スクールサポーターにどういった者がなっているかですが、警察官のOB、OGが嘱託員として、各警察署に配置されておりまして、各学校への訪問などをメインとした活動をしております。

いじめ事案の相談はなるべく早期にしていきたいですが、すべての事案について事件化を前提に考えている訳ではなく、なるべく早くに相談をすることによって、いち早く解決につながると考えております。

大前提として事件化するための相談ではないことは県内の全ての警察署に対して指示を出しております。学校と連携を取りながら対応していくことが大前提となっております。

【会長】

よろしかったでしょうか。事務局はただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考としていただければと思います。よろしくお願いします。他に何かございますでしょうか。

【委員】

児童虐待の認知状況のところですが、平成24年もかなり増えて、今年も増えているのですが、中でも心理的虐待というのが急に増えて倍増している気がしているのですが、心理的虐待とは具体的にどういうケースがあって、どういうものなのか教えていただけますでしょうか。

【事務局】

心理的虐待というのは、小さなお子さんのいる家庭において、子どもの前で夫婦げんかをすることによって、子どもが精神的にすごいストレスを感じるというもので、これが一番の主な心理的虐待だと考えていただければと思います。

【事務局】

今、夫婦げんかと申しましたが、実際にはDVという形で、家庭内の子どもの目の前で暴力行為が行われることが、子どもの発達に影響が生じるというものであります。

【委員】

心理的虐待として今お話があったDVを子どもの面前で行うことは、児童虐待にあたるとして児童虐待防止法に定義されているところでもあります。その他にも親の方から直接身体に暴力が振るわれなかったとしても、たとえばその子の自己を否定するような、自尊心を傷つけるようなこと、「あなたなんか生まれてこなければよかった」などの発言を含めたものもこれに該当するものとなります。

【会長】

他によろしかったでしょうか。

事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思えます。

次の議事（４）と（５）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご質問等をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、説明がひと通り終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がある方は、お願ひします。

【委員】

資料 No.5 の指定図書についてですが、先ほど回覧した雑誌の中で、この2冊以外に「ザ・ベスト」があったと思ひますが、この雑誌はどのような取扱いになっているのでしょうか。

【事務局】

「チャンプロード」と「実話時代」は、ご説明させていただきましたように現在

有害図書として指定しておりますが、その他にも有害となりうる図書類につきましても県といたしましては調査をさせていただいております。そういった意味合いで今回「ザ・ベスト」につきましても回覧をさせていただきました。

【委員】

「チャンプロード」と「実話時代」は、有害図書とされていますが、この本がこれ以降、どのような形で対処されているのか。廃刊になったのか、現在もなお発行され、書店に並んでいるのかお聞きしたい。

【事務局】

現在も書店で並んでいます。区分陳列とか袋とじなどの包装により立ち読みできないようにして青少年以外の成人に販売することは可能であります。なお本条例は県内のみに適用されます。他の県においても販売しているのが現状でございます。

【委員】

ひもで縛ったりするなどの包装をしてコンビニや書店で販売しており、18歳未満の青少年は購入できないとは思いますが、見た目には17歳～20歳はコンビニのオーナーに区別がつかないため、「営業」の観点からオーナーが（年齢確認をせずに）18歳以上と判断すれば売ってしまうこともあるのではないかと。

売った段階でその若い購入者が回し読みして他の者に渡すとなれば、すごい影響がある。実際にどのように購入時に年齢確認をしているのか。これを未成年に売った場合、県の罰則はどのようになっているのかお聞きしたい。

【事務局】

見た目だけで、服装などからすぐに18歳未満であるかの判断はつきにくいのが現状であります。しかしながら年齢確認を怠ることによって青少年に対して有害図書を販売したときは、店側が罰せられることとなりますので、そのことに注意していただくよう、条例調査員が各店舗を調査し、指導をさせていただいております。罰則につきましては、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則規定が定められております。

【委員】

過去にそういう事例はあったのですか。

【事務局】

資料No.6をご覧ください。平成24年度にも有害図書の販売禁止で1名が検察庁に送致され、事件化されている実態がございます。

【委員】

どちらにしても買う方の若者の心理状態とか、年齢的にも難しい年頃ですのでのような取組をしたら良いのかを話し合う場であると考えております。大変難しい話ではございますが、少し厳しく考えていただければと思います。

【委員】

「チャンプロード」と「実話時代」について、(「チャンプロード」は)平成15年から本会議で有害図書に指定されております。書店にも有害図書指定の葉書が届きます。それでも発行が止まらないのは、出版社側の認識によるところが大きいと思いますが、「チャンプロード」は暴走族関係、「実話時代」は暴力団関係を掲載しているということで、心ある書店はこれを置いておりません。自分の経営している書店を含め、アダルト関係も含め置いていない書店も多いです。

ただし、「青少年に対する有害図書」であって、分別ある大人が購入したり読んだりするには構わない。そこまでは規制がかけられない。私たち販売業者としては、「チャンプロード」も「実話時代」も月刊誌でございますが、毎月毎月同じものが有害図書として指定されます。本来ならば愛知県としても出版社側に多分働きかけていただいていると思います。「有害図書指定しましたよ」と通知するなどして出版をやめていただきたいといっているかもしれませんが、少なくとも全国では4、5県が「チャンプロード」や「実話時代」を有害図書として指定しているようです。ここまでいわれているのに、出版社としては、有害図書指定が過去の出版に対するものであるため、有害図書指定される頃には次の号が発行されるという繰り返りで、私どもも扱いに苦慮しております。

一番良いのは置かないことでございますが、ビニールに包装したり、ひもで縛ったり、青少年には「売らない」という対応をしております。また、「万引」という問題もございまして、どうしても欲しければ盗んでしまう。さらに親や兄が購入して、それを手に入れるなど、さまざまな入手方法がありますので、愛知県としてこの出版社、この内容についてもう少し厳しい対応ができればと思っております。

もう一つ、有害図書指定、「図書」ですので「チャンプロード」や「実話時代」、アダルトを含めて相当たくさんの犯罪を誘発させる本はたくさんあります。No.5の指定というところで雑誌というところがすべてでございますが、ビデオテープ、DVDについても「0」本となっておりますが、ビデオテープにおきましても相当ひどい内容のものがたくさんありますので、ゲームソフトを含め雑誌以外のところにも監視が必要ではないでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。県としましても他の都道府県が指定している有害図書類などを情報共有して、どういう雑誌が青少年に有害な情報を与えるかを研究

している状況でございます。出版社に対して出版差し止めをすることにつきましては、相手方の出版の自由もございますので大変難しい状況ではございますが、全国的に想いを共有しながら指定をすることによって、出版社にも想いが伝わることもあるのではないかと考えておりました、今後は全国規模で連携をとりながら対応したいと考えております。

【委員】

今の有害図書の関係で、有害図書の指定を受けても、指定を受けた出版社側にはあまりデメリットがない。反対にこのような内容の雑誌を出版している出版社は、有害図書の指定がある意味勲章となってしまふ恐れがあります。

何らかのペナルティが必要と思われまふ。販売店側は区分陳列をしたり、包装したりという手間がかかっているわけですので、これに係る経費について指定を受けた図書を出版する側に対して負担させることはできないのかと思います。

指定だけ受けていて、労力であったり、場所であったり、工夫しなければならないのは出版社側ではなく販売店側であるのは何かアンバランスであるという印象を受けています。検討できれば考えていただきたいと思います。

【事務局】

貴重なご意見として参考にさせていただきます。

【会長】

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次の議事（6）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がある方は、お願いします。

【委員】

フィルタリングのところでございますが、事業者に対する義務づけはこれでよろしいかと思いますが、実際に携帯電話やスマートフォンを購入する販売店での説明がいろいろなサービスであったり、料金体系であったり、短い時間で非常に多くの情報を説明されます。

その中で、私も実際（購入時に）フィルタリングの話が出ましたが、あまりにも

それまでの説明が多すぎまして、言葉は悪いですが「うっとおしい」と感じられました。事業者から見れば説明をしています、聞き手は説明が多すぎて聞きたくないということになりかねない。なるべく説明をしてもらうように条例を定めることは良いと思いますが、それよりも保護者側、本当にフィルタリングが必要と思っている保護者に対してどれだけ丁寧に説明してくれるかということと、保護者や小中高生に対してフィルタリングが必要であることをどれだけ理解してもらえるかということが重要であると思います。

まだまだ「フィルタリング」という言葉は知っているものの、それが本当に大事であることをどれだけの保護者が認識しているか、私はこの実態調査をした方が良く思っておりますが、極めて低いと思っております。この条例の範囲かどうかは分かりませんが、そちら（保護者等の認識）にもっと力を入れていただかないと、この実態につきましてはそう極端には改善していかないのかと思います。

【事務局】

ご指摘の点につきまして、私どもも一番のポイントは「保護者」であると思っております。携帯電話事業者もおっしゃっていましたが、長時間にわたって説明されます。今回全店舗に周知を行いますので条例改正がターニングポイントであると考えております。

フィルタリングについて重点的に説明していただくようお願いできると思いますので、保護者についてはいろいろな考えがありますが、法律の中でも場合によっては自分の子どもについてはフィルタリングはいらないという考えもございますし、極端な事例では携帯電話を持たせないといったようないろいろな考え方がございまして、一般的には、年齢、いわゆる成長段階に応じたフィルタリングの利用を推奨する、これが望ましいと思われるのですが、今のお話では保護者の意識ということですが、一番関わりのある学校でご協力を頂いて、先ほどの条例改正の内容をしっかりと周知していただいて、何か機会があれば、条例改正の周知をしつつ、教育委員会等の協力を得ながら保護者の意識を高めるよう検討したいと考えております。

皆様方がいろいろなところでお話になるときに、一番大事なのは「保護者」であるということを伝えていただければありがたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。他のご意見はいかがですか。

【委員】

資料にチラシが添付されていますが、7月から「社会を明るくする運動」という私たちの活動がありますが、全国的に非行防止活動を行うボランティア団体としてあるのですが、このようなチラシが必要な場合、どこかに行ったら、例えば警察に

行ったら頂けるということはございますか。

【事務局】

今回配布させていただきました資料につきましては、本課のホームページにPDFファイルにして皆様にダウンロードしていただければ活用できるようにさせていただきました。残念ながら今回、県内の中高校生すべてに配布できておりませんで、大きな会議で使用すると申出があった場合ご用意ができません。ホームページのデータを活用していただければと考えております。

【事務局】

先ほど保護者に対するフィルタリングの認識の関係でご質問を頂きました。少し過去のデータですが、参考までにお知らせしておきますと、平成23年に県警、警察で調査されて、その結果、保護者の8割以上がフィルタリングについて概ね知っておりましたが、明確に知っていた保護者は5割にとどまっていた。全く知らない保護者も1割弱いたということでございましたということで、徹底はされていないことですので、さらに認識を高めて頂けるように努力していきたいと思っております。

【委員】

とてもよく説明が理解できました。中学校の現場のほうですが、私は刈谷市の中学校になるのですが、ドコモさんのほうが無料で、本校は1年生とその親御さんに向けてスマートフォンの対応とか新たな機器について啓発をやっています。

まだ1年生の方は少ないのですが、それでも3年生になると高校の60%というところまではいきませんが、本校でもこの間調査をしましたところ、45%がスマートフォンを含めた携帯電話を所持している実態がありまして、Eメールなどネットに繋がるところのことをやっていますので、啓発活動をしていきたいと考えております。

刈谷市の校長会では、6月25日に県警のサイバー犯罪対策課員を講師に招いて、まずは校長から啓発をしていきたいと考えております。先日も生徒からラインの発音について指摘を受けるぐらいでして、先ほどのいじめとも繋がるのですが、ラインとか去年はアメーバピグにおいてなりすましというのが、本校においてもありました。それはたとえ子供同士の間でやっても犯罪だよという指導もやっています、いじめに繋がる電子機器を警戒しているところでもあります。

これは意見であります。

【会長】

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

最後に議事（7）「その他」に移ります。

それでは、せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

6月8日の土曜日に愛知県弁護士会子どもの権利委員会で、いじめについてのシンポジウムを行います。栄のYWCAのホールで、上野千鶴子さんをお招きして、子どものいじめは大人の問題ということでシンポジウムを行いますので、よろしければ足をお運びください。詳細につきましては、弁護士会のホームページをご覧ください。

【会長】

ありがとうございました。他は何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見等ありませんので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様方には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

永井会長ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上